

令和2年5月21日

小・中学校保護者 様

新居浜市教育委員会 教育長 高橋 良光

## 学校再開に関する対応について

緊急事態宣言の解除を受け、新居浜市新型コロナウイルス感染症対策本部で協議した結果、5月25日（月）から学校における教育活動を再開することとなりました。

つきましては、学校における感染拡大防止のための行動について、引き続き保護者の皆様にもご理解、ご協力をお願いいたします。

### 1 感染拡大防止に向けて

- 学校でのマスク着用をお願いします。（国、市からマスクが配布されています）
- 児童生徒の体調管理を徹底するとともに、毎朝の健康観察、検温を実施し、学校へ報告してください。
- 帰宅後の手洗いやうがい、手指消毒などを励行してください。

### 2 児童生徒の登校について

- 発熱や咳などの風邪症状が見られるときは、学校を休み、外出を控えてください。その際は、「欠席」ではなく「出席停止」として扱います。
- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合は、帰国者・接触者相談センター（089-909-3483）またはかかりつけ医などにご相談ください。学校へもご連絡をお願いします。
- 児童生徒の保護者、同居者等が、感染の心配される地域へ出張、旅行等を行った後、2週間以内で体調がすぐれない等の症状が出ている場合は、学校にご連絡ください。現状では児童生徒が元気である場合、登校できます。
- 小学校における放課後児童クラブは通常通り開設します。

### 3 部活動等について

部活動等も再開しますが、当面の間、練習試合等を行わず、段階的に活動制限を緩和します。

### 4 人権尊重、いじめ防止について

新型コロナウイルス感染症に関連して、不安を抱いている子どもたちに、心ない言葉をかけたり、疎外したりすることのないよう、人権尊重といじめ防止に十分配慮することが大切です。ご家庭でもご指導ください。

### 5 備考

- 小学1年生については、5月25日（月）～29日（金）の間を午前中授業（給食実施）とし、その他の学年については通常通りとなります。
- 臨時休業に伴い、不足する授業については、今後、夏季休業等を活用するとともに、学校行事の精選を図ることにより、授業補充に努めます。
- 新居浜市及び近隣自治体での感染状況の変化に伴い、学校再開や臨時休業に関して対応が変更になる場合がありますのでご了承ください。